

「Coincheck payment 加盟店規約」の一部改正について

下線部変更
(2017年9月15日)

現 行	変更後
<p>第3条 (加盟店契約)</p> <p>1 申込者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下、「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に届出することにより、当社に対し、加盟店契約を申込みものとします。</p> <p>2 加盟店契約は、申込者からの申込みに対し、当社が審査の上承認を通知し、当社が定める加盟店登録手続が完了した日に、本規約を内容として成立するものとします。</p>	<p>第3条 (加盟店契約)</p> <p>1 申込者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下、「登録情報」といいます。）<u>及び書類等を当社の定める方法で当社に届出又は提出することにより</u>、当社に対し、加盟店契約を申込みものとします。</p> <p>2 加盟店契約は、申込者からの申込みに対し、<u>当社の基準及び手続（本人確認の手続を含みます。）に従って、当社が審査の上承認を通知し、当社が定める加盟店登録手続が完了した日に</u>、本規約を内容として成立するものとします。</p>
<p>第8条 (商品等の販売に関わる広告)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 広告には以下の事項を適正に表示すること</p> <p>①～⑫ (省 略)</p> <p>⑬相手方の承諾等なく電子メールによる商業広告を送る場合には、そのメールの件名欄の冒頭に「未承諾広告※」</p> <p>⑭～⑮ (省 略)</p>	<p>第8条 (商品等の販売に関わる広告)</p> <p>1 (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>(1)～(3) (現行通り)</p> <p>(4) 広告には以下の事項を適正に表示すること</p> <p>①～⑫ (現行通り)</p> <p>⑬相手方の承諾等なく電子メールによる商業広告を送る場合には、そのメールの件名欄の冒頭に「未承諾広告※」<u>と記載すること</u></p> <p>⑭～⑮ (現行通り)</p>
<p>第10条 (加盟店の義務)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>(1)～(16) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(17)～(18) (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p>	<p>第10条 (加盟店の義務)</p> <p>1 (現行通り)</p> <p>(1)～(16) (現行通り)</p> <p><u>(17)成りすまし、疑わしい取引に該当する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p>(18)～(19) (現行通り)</p> <p>2～3 (現行通り)</p>

第16条（手数料等）

1 （省 略）

（新 設）

第17条（ビットコイン換金方法）

1 加盟店は、Coincheck決済により引渡しを受けたビットコインの換金を希望する場合、Coincheck利用規約に定める方法により、ビットコインの売却を行うことができるものとします。

2 加盟店は、あらかじめ当社所定の方法で申込むことにより、Coincheck決済により引渡しを受けたビットコインを自動的に換金して、円建てで受領することができるものとします。この場合、ビットコインの換金は、換金時における当社所定のレートで行われるものとし、決済時におけるレートと異なるレートで換算されることがあることについて、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

（新 設）

（新 設）

第16条（手数料等）

1 （現行通り）

2 加盟店が次条に定めるビットコインの換金を行うときは、当社所定の換金手数料を当社に対して支払うものとします。換金手数料は、円建てで加盟店が受領する金銭から差引く方法により徴収されるものとし、加盟店は、当該金銭から換金手数料に相当する仮想通貨を差引いた額の金銭が引渡されることについて異議なく同意するものとします。

第17条（ビットコイン換金方法）

1 加盟店は、Coincheck決済により引渡しを受けたビットコインの換金を希望する場合、ビットコインを換金して、円建てで受領することができるものとします。

2 加盟店は、あらかじめ当社所定の方法で申込むことにより、Coincheck決済により引渡しを受けたビットコインを自動的に換金して、円建てで受領することができるものとします。

3 第1項及び第2項の場合のビットコインの換金は、換金時における当社所定のレートで行われるものとし、決済時におけるレートと異なるレートで換算されることがあることについて、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

第28条（取引データが承認されなかった場合の取扱い）

1 当社は、システム上の問題によりコイン取得の記録が正しく承認されなかったことに起因して加盟店が損失を被った場合に、当該損失について、1件の支払いにつき、原則として、100万円（消費税等込み）ま

で補償します。ただし、当社が認めた損失に限ります。

2 加盟店は、前項に該当することとなった場合には、
直ちに当社に対し、情報について報告するとともに、
当社の指示に従い調査に協力しなければなりません。

3 第1項に規定する補償は、本サービス全体で、1年
間の支払い上限を2,000万円（消費税等込み）としま
す。

2015年6月10日

2017年9月15日